

入札及び契約制度の一部見直しについて

平成 28 年 3 月 25 日
長野市財政部契約課

入札及び契約の適正化を促進するため、制度の一部を以下のとおり見直しますので、お知らせします。

- 1 建設工事等に係る「最低制限価格」及び「低入札調査基準価格」の設定方法等の見直しについて
価格によっては、適正な施工・履行が通常見込まれない契約の締結を防止するため、建設工事及び業務委託等に係る入札について「最低制限価格」又は「低入札調査基準価格」を設定していますが、この設定方法等について、次のとおり見直しを行います。

(1) 最低制限価格の適用及び設定

通常の建設工事及び業務委託等に適用します。

ア 建設工事

現 行 ○設計金額 2 億円未満に適用

予定価格の 87.5%～90.0%の範囲で設定

見直し後 ①設計金額 2 億円未満に適用

予定価格の 87.5%～90.0%の範囲で設定（変更なし）

②設計金額 2 億円以上 24.7 億円未満に適用

予定価格の 82.5%～87.5%の範囲で設定（見直し）

※ 具体的な算定方法は、非公表とします。

イ 工事に係る測量等業務委託

現 行 ○設計金額 2 億円未満に適用

見直し後 ○設計金額 2.4 億円未満に適用

※ 設定範囲は予定価格の 80%～85%（変更なし）で、具体的な算定方法は、非公表とします。

(2) 低入札調査基準価格の適用及び設定

設計金額が一定金額以上のもの及び最低制限価格により、調査をすることなく失格とすることが適切でないと認められる特殊な建設工事、業務委託等に適用します。

ア 建設工事

現 行 ○設計金額 2 億円以上及び特殊な建設工事、業務委託等に適用

予定価格の 82.5%～90.0%の範囲で設定

見直し後 ○設計金額 24.7 億円以上及び特殊な建設工事、業務委託等に適用（見直し）

予定価格の 70.0%～90.0%の範囲で設定（見直し）

※ 設定範囲及び具体的な算定方法は、平成 25 年 5 月中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（国土交通省）と同一基準（設定範囲以外変更なし）

イ 工事に係る測量等業務委託

現 行 ○設計金額 2 億円以上に適用

見直し後 ○設計金額 2.4 億円以上に適用

※ 設定範囲及び具体的な算定方法は、平成 23 年 4 月中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（国土交通省）と同一基準（変更なし）

(3) その他

最低制限価格、低入札調査基準価格のいずれを適用するかは、個別の入札公告又は指名通知等によりお知らせします。

(4) 実施時期

平成28年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う契約から適用します。

2 期間入札の導入について

これまで、建設工事等の入札で試行していた期間入札（入札書を封入・封緘し、事前に郵送又は持参いただく方法）を一般業務委託及び物品等の入札にも拡大し、契約課で実施する競争入札のすべてに導入します。（契約課で実施する随意契約の見積、公開見積合せ等及び各担当課で実施する入札並びに見積を除きます。）

これに伴い、次の見直しを行います。

(1) くじによる当選（落札）者の決定方法

同額の入札で「くじ引き」により当選（落札）者を決定する場合、期間入札ではあらためて日時を御連絡し、参集いただいた上で「くじ棒（札）」により当選（落札）者を決定していましたが、これを建設工事等の電子入札における方法に準じ、あらかじめ入札書に「くじ番号」を記入いただき、これを基に当選（落札）者を決定する方法に変更します。

ア あらかじめ入札書に「くじ番号」（「000」を除く任意の3桁の数字）を記載してください。

記載のないもの、記載が不明瞭なもの及び記載欄のない入札書等も入札は有効としますが、くじの必要が生じた場合、「くじ番号」は契約課において任意の数字を決定します。

イ 当選（落札）者に対して結果及び契約の締結等について御連絡しますが、落選者に対して、個別に御連絡はしません。

ウ くじによる当選（落札）者の決定結果は、入札見積経過及び結果（閲覧用）に添付して公表します。

エ 入札書については、別添「入札書（くじ番号付）」を、くじの方法については、別添「期間入札におけるくじの方法」を参照してください。

(2) 実施時期等

ア 建設工事及び工事に係る測量等業務委託

上記(1)を除き、入札方法等についてはこれまでと変更はありません。4月1日以降に入札の公告又は指名の通知を行う（入札書を提出いただく）契約からあらかじめ入札書に「くじ番号」を記入してください。

イ 一般業務委託及び物品等

期間入札への移行及び時期等について、あらためてお知らせします。

(3) その他

電子入札による競争入札は、これまでどおり電子入札システムの画面に「くじ番号」を入力してください。

3 契約書様式及び頒布方法等の見直しについて

契約書様式及び頒布方法等について、次のとおり見直しを行います。

なお、契約約款の一部を改正しますので、4月1日以降に締結する契約について、これまでの様式は使用できませんので留意してください。

(1) 建設工事

建設工事に係る契約書の様式は、これまで長野県建設業協会長野支部（大字中御所）又は北信建設事業協同組合（稲里町中央四丁目）で購入いただくものとしていましたが、これを取止め、市ホームページに掲載する様式を使用いただくものとします。

詳しくは、契約の締結にあたって別途、御案内しますが、4月1日以降は上記協会及び組合での様式の販売は行いませんので留意してください。

(2) 工事に係る測量等業務委託、一般業務委託及び物品等

建設工事に係る様式に準じ、市ホームページに掲載する様式によるものとしますが、内容及び実施時期等についてはあらためてお知らせしますので、それまでの間はこれまでどおり契約課において配布します。

4 地域建設業経営強化融資制度の延長について

建設工事に係る契約について、国土交通省が中小・中堅建設企業の資金繰りの円滑化を図るために創設した融資制度で、一定の要件を満たす場合は、本市発注の建設工事においても利用いただけますが、制度の適用期限を平成33年3月31日まで5年間延長します。